

令和8年2月2日

補装具製作事業者

義肢装具士 様

令和7年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金
「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」
研究分担者
国立障害者リハビリテーションセンター研究所
中村 隆

補装具の判定に関する調査へのご協力をお願い

拝啓 ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

かねてより補装具費支給に関する実態の把握におきまして、義肢・装具・座位保持装置等の製作事業者様に調査に多大な協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、令和7年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）課題名「技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究」（研究代表者：浅見豊子）におきまして、下記のとおり補装具の判定に関する調査を実施する運びとなりました。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

○ 調査の背景と概要

障害者総合支援法に基づく補装具費の支給においては、原則として更生相談所の判定を経て支給決定が行われています。しかし、更生相談所によっては、補装具に精通した医療専門職の不足や事務的負担の増大などを背景に、手続きが簡略化され、本来は直接（来所）判定とされるべき事例が文書判定で行われるなど、更生相談所により対応が異なることが、更生相談所を対象とした調査により明らかとなっています¹⁾。一方で、補装具事業者にとっては、来所判定に立ち会うための移動や拘束時間の負担が大きいことに加え、判定内容において製作者側の専門的意見が反映されにくいという実態が指摘されています。

そこで本研究では、補装具の判定をより効率的かつ適正に実施するための基礎データの取得を目的として、補装具判定の実態に関する調査を行うこととしました。

1) 厚生労働行政推進調査事業費補助金 分担研究報告書 技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究 一更生相談所に対する実態調査一

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202417044A-buntan01.pdf

- 調査対象：補装具製作事業者及び義肢装具士
- 調査方法

回答はMicrosoft Formsを利用します。以下の方法でご回答ください。
(回答所要時間：20分程度)。

① 下記URLにアクセスしてください
<https://forms.office.com/r/2VcQtkeT12>



② 画面に従い、回答してください。

回答フォーム URL (QR コード)

FAXで回答を送付される方はアンケート用紙を 04-2995-3667 まで送付してください。

回答期間：2026年2月6日～2月23日

問い合わせ先

研究分担者：中村 隆（国立障害者リハビリテーションセンター研究所）

メール：ki jun-hosougu@rehab. go. jp

※ 回答方法について

- 判定方法は各自治体で異なりますので、判定の内容に関する数値記入の質問は最もケースの多い自治体についてご回答ください。
- 調査対象期間は過去3年間とし、数値記入は1年あたりの平均をご記入ください。
- 選択質問では該当する項目を選択してください。「その他」を選択した場合は具体的内容をご記入ください。
- 自由記載の質問には忌憚のないご意見をご記入ください。

※ 倫理的配慮について

- この調査への参加は強制されるものではありません。回答するかどうかは回答者の意思で自由に決めることができます。
- 事業者名、個人名を記入する必要はありません。
- 個人に関する質問はありません。個人を特定可能な情報は記載しないでください。
- 回答したくない質問がある場合には、その質問を飛ばして次へ進んでください。
- 調査結果は、研究目的のみに使用され、研究報告書や学会論文等で発表されます。
- 本調査に対するご質問やご意見がある場合は、調査実施者の問い合わせ先まで遠慮なくお問い合わせください。

以上